平成16年度一般会計歳入・歳出予算款別表

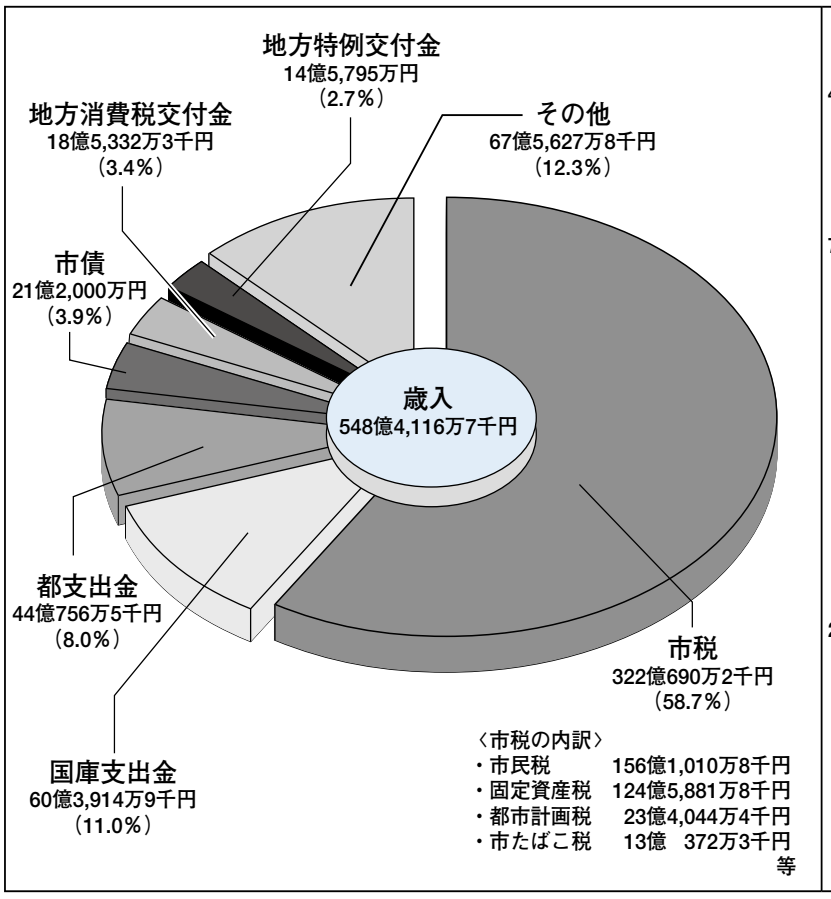

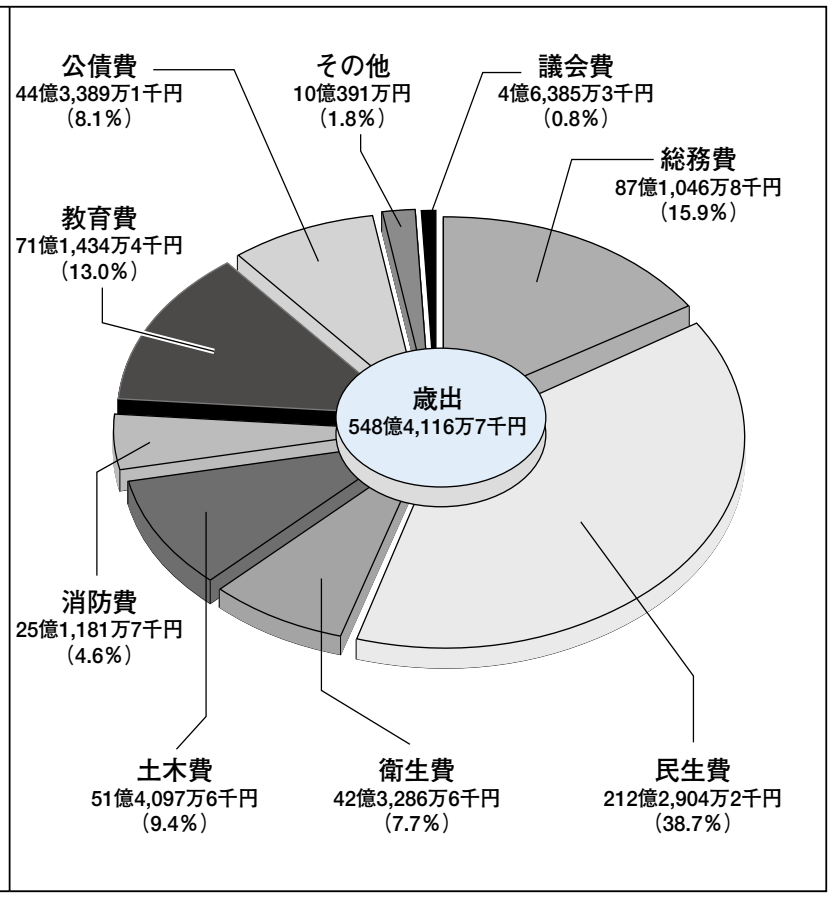

※　平成16年度予算では、住民税等減税補てん債の全額借換えのための経費が、歳入の市債と歳出の公債費に重複計上されている。
円グラフでは、この重複計上を除いた実質的な数値を使用した。

平成16年度各会計予算案には、議会から総括意見並びに17項目の意見が付けられ、今後の予算執行にあたっての留意事項及び課題とされた。（総括意見、付帯意見の全文は4面に掲載）
また、3月4日の本会議では、4交渉会派（所属議員3人以上の会派）による、本予算に関する代表質疑が行われた。（代表質疑の要旨は5面に掲載）

意見書（要旨）

第1回定例会に意見書11件が提案され、7件が可決された。要旨は次のとおりである。

◆輸入牛肉の安全性確保に関する意見書

昨年カナダ及び米国でBSEに感染した牛が発見され、日本国内の消費者はもとより流通業界、外食産業の経営や雇用に対しても大きな衝撃を与えている。特に、我が国の牛肉消費量の3割を占める米国においてBSEが発生したことは、今後の国内の牛肉消費に大きな影を落としている。今後新たに海外でBSEが発見されるならば、消費者が安心し、また安定した牛肉消費を続けることは困難な情勢となる。よって、本市議会は、消費者の安全な食生活の確保のため、左記の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

1　輸入牛肉に対し、国際獣疫事務局（OIE）の定める基準に応じ、BSE検査済み表示を義務づけること。また、アメリカ政府に全頭検査を行うよう要望すること。

2　アメリカでのBSE発生により影響の生じた加工、流通、小売、飲食等関係業者に対し、必要かつ十分な経営支援措置を行うこと。

3　あらゆる機会を通して、BSEに関する正しい知識の普及に取り組み、消費者の冷静な消費活動が行えるようにすること。

◆容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

容器包装リサイクル法により、地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用は、事業者が負担している再商品化費用の約3倍にもなっており、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。しかも、この制度では、事業者が真剣にごみ減量に取り組むインセンティブが働かず、法の目的とする発生抑制・減量の効果は不十分であり、逆に環境への負荷が低いことが明らかなリターナブル容器の激減に拍車をかけているのが実態である。これらのことは、収集・選別等の費用が製品価格に適正に内部化されない現行制度に起因するものである。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制、再使用、再生利用の優先順位及び拡大生産者責任の原則を徹底するため、左記のとおり、容器包装リサイクル法の早急な見直しを行うよう強く要望する。

記

1　拡大生産者責任の原則をより徹底・強化し、現在地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用を事業者の負担とすること。

2　発生抑制、再使用、再生利用の優先順位で推進する、経済的並びに規制的手法（容器製造時課徴金やデポジット制度、自動販売機への規制等）を法制化すること。

◆被災者の公的支援強化を求める意見書

阪神・淡路大震災から本年1月17日で9周年を迎えた。10年目に入った被災地では、仮設住宅は既に解消し、住まいや店舗は再建されて一見順調に復興しているように見える。しかし、いまだに生活の再建は確立していないばかりか、歳月を経て被災地では新たな不安が生まれ、格差が開きつつある。阪神・淡路大震災を契機に98年、「被災者生活再建支援法」がつくられ、来年度は被災地の切実な声を受けて同法に「居住安定支援制度」が創設されるが、住宅本体の建築費などは対象外であり、しかも年収や年齢などで使途に厳しい制限があって望ましい「住宅再建支援制度」とはほど遠い内容になっている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、今こそ実効性のある「住宅再建支援制度」など、すべての被災者の生活基盤回復のため、公的支援の立法措置を講ずるよう強く求める。

◆65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、'07年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれている。我が国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするため、左記のような定年年齢の引上げや継続雇用制度の義務化を初めとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く求める。

記

1　若年労働者の安定雇用に配慮しつつ定年年齢の引上げまたは原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。

2　厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。

3　高齢期における多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。

4　民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供のハローワークの総合的な就労支援を拡充すること。

◆マンション対策の充実強化を求める意見書

マンション（3階建て以上の中高層集合住宅）の数は都市部を中心に毎年増加し、今後は都市部や地方を問わず国民の主要な居住形態となっていくことが予想されている。建物の区分所有法やマンション管理適正化法では、管理組合や区分所有者がマンション管理の主体であることを規定しているが、一定の業務水準に達していないマンション管理業者がいることなどにより、適正な管理運営が確保されていないマンションがあることをマスコミ報道などでも明らかにされている。さらに、マンションが都市における最も効果的な土地利用であり、かつ一つの地域や地区に相当するコミュニティであるにもかかわらず、電気・ガス・上下水道等のライフライン及び道路、階段、公園等々の共有部分に対する課税や諸費用負担などにおいて、戸建て住宅と比べ、区分所有者が不利な取り扱いを受けている面があるとの指摘があり、これらの改善が必要である。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ますます増大することが予測されるマンション環境の改善及び区分所有者の権利と福祉が消費者保護の観点から確立されていくよう、左記のマンション対策について一層の充実強化を強く求める。

記

1　マンション管理の適正化を推進するため、国及び地方公共団体は、管理組合や区分所有者への必要な情報提供や相談対応等の支援体制の一層の充実を図ること。

2　大規模修繕や建てかえを適正かつ円滑に推進するため、適正な長期修繕計画の策定及び修繕積立金等の積み立てを促進する施策を講じること。

3　マンションの管理運営の適正化が図られるよう、指定団体を通じてマンション管理業者に適切な指導を行う等、マンション管理業者の資質の向上に努めること。

4　マンションの資産価値を維持する観点から、マンション管理組合に対する支援の充実を図るとともに、区分所有者の立場に立ったマンション供給者や管理業者の育成等に努めること。

5　敷地内の道路、公園及び廊下等の共用部分に関し、地域のコミュニティとしての利用と負担を踏まえ、当該部分に対する固定資産税等の税及び電力や上下水道布設について、住民の負担が戸建て住宅と比べ不利にならない取り扱いを図ること。

◆公立保育所運営費の都負担金カット分と同額の財源措置を求める意見書

政府が進める「三位一体改革」の一環として、国庫補助負担金の廃止・縮小が進められている。'04年度は「1兆円」を削減するという小泉首相の指示で、各省が対象事業を提案し、結果として、新年度に公立保育所運営費の国庫補助が廃止され、一般財源化されることとなった。公立保育所運営費のうち、従来の国庫負担分（2分の1）は新設する「所得譲与税」で見る。残りの都道府県及び区市町村分（2分の1）は地方交付税で見る。これが政府の基本方針である。今回の政府の方針により、国の負担分が廃止になるとともに、都道府県の負担分（4分の1、三鷹市では1億2千万円）も廃止となる見込みであり、新年度の都予算案にも当該負担分が計上されていない。これがそのまま何の保障もなしに実行に移されるなら、本市のように、地方交付税の交付が見込めない自治体においては、新たな多額の財政負担が生じる。公立保育所事業を地方交付税の不交付団体で一層推進していくためには、従来都が担ってきた負担分について、引き続き財政的支援が図られることが必要である。平成16年1月30日付けで、三鷹市長から都知事に緊急要望書も出されている。よって、本市議会は、東京都に対して、国の公立保育所運営費の一般財源化に当たり、公立保育所事業維持・拡充を進める立場に立って、地方交付税の不交付団体に対して、都が従来負担していた額と同額の明確な財源措置を新年度から行うよう強く求める。

◆高齢者虐待防止法の制定に関する意見書

高齢化時代を迎え、高齢者が地域の中で、人間としての誇りを持ち生活していける社会を構築する必要がある。しかしながら、家庭や病院・施設において高齢者の虐待被害が少なくない。現在の法制度では、家庭や施設内には法の効力が及びにくく、虐待が「野放し」になっている。高齢者虐待については、これを包括的に取り扱う法律がない。こうした中、国はようやく高齢者虐待に関する全国調査を開始した。虐待問題に対応するためには、全国調査などの結果を踏まえ、相談センターの設置、通告制度及び保護ルートの確立、再発防止などを内容とした高齢者虐待防止に関する法律の制定が急務である。また、高齢者への虐待は、介護者の精神的・肉体的負担に起因することが多く、介護者の負担を軽減するための支援制度の充実など地域における総合的な介護サービス基盤の充実が重要である。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、高齢者虐待防止法の制定、及び介護者への支援制度の充実強化を図ることを強く要請する。